

K  
S  
K  
P

(平成20年7月) No.58

編集人

(社)兵庫県精神障害者家族会連合会

本條義和

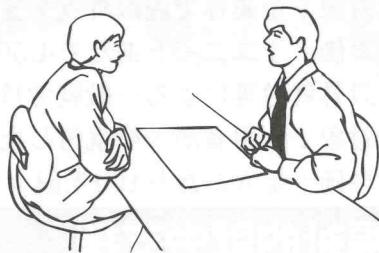
〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目1-30  
社会福祉研修所4階TEL 078-360-2618/FAX 078-360-2615  
Eメール hyokaren@citrus.ocn.ne.jp

## 障害者自立支援法に関わる緊急措置について 施設を利用する当事者の皆さん、 利用料が7月よりさらに減免されます

○ 居宅、通所サービスについては、昨年3月の「特別対策」により低所得者の利用料負担上限額を4分の1に引き下げられましたが、なお負担感が大きいため7月より更に**負担上限額を軽減**するとともに、**障害者の世帯範囲を見直す**等、一層の利用者負担の軽減が図されました。

### 利用料の 減免申請を 忘れずに

各市町役場では既に申請受付を開始しています。  
申請していない人は早めに出しましょう。



### 障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた 緊急措置の概要について

○ 利用者負担の見直しを更に行ない、低所得者の負担軽減を図る。(平成20年7月実施)  
なお、「特別対策」による利用者負担対策は平成21年度以降も実質的に継続する。

#### 1 低所得者の負担軽減 (居宅、通所サービスに係わる負担上限月額の更なる軽減)

区分		月額負担上限額		
低所得1	市町村民税非課税世帯のうち 本人収入が80万円以下の方	現	3,750円	1,500円
低所得2	市町村民税非課税世帯のうち 本人収入が80万円を超える方	現	6,150円 3,750円(通所のみ)	3,000円 1,500円

#### 2 世帯の範囲の見直し

現行 利用者負担の上限は「世帯」の収入に応じて設定する。

内見直し  
容し

利用者負担の上限額は、「個人単位」を基本として見直し、本人と配偶者のみを勘案する

## 20年度の 県障害者就労支援予算の概要 (予算総額 1,400,641千円)

**兵庫県の  
精神保健業務**

### I 一般就労移行支援

1. 障害者インターンシップ事業 (5,754千円) 【継続】
2. 障害者就労相談支援員の配置 (15,911千円) 【継続】
3. 知的障害者の率先雇用 (6,393千円) 【継続】
4. 障害者応援企業登録制度の推進 (345千円) 【継続】
5. 職場実習受入のための民間企業設備等整備 (100,000千円) 【継続】
6. 障害者就業・生活支援センターの増設 (21,990千円) 【拡充】  
設置場所：神戸、東播磨、西播磨、淡路、(新)中播磨 (4→5か所)
7. 施設外就労等支援事業 (33,760千円) 【新規】

#### ア 施設外就労推進事業

補助対象：企業等で施設外就労を行う就労継続支援事業所20か所  
補助単価：1ユニットあたり4,500円／日

#### イ 施設外就労等による一般就労移行支援事業

補助対象：利用者が一般就労した就労支援・就労継続支援事業所  
補助単価：1人あたり100千円



### II 福祉的就労支援

1. 障害者しごと支援事業 (12,411千円) 【継続】
2. 新サービス体系移行推進事業 (13,993千円) 【継続】
3. 授産事業高度化研修会の開催 (12,490千円) 【新規】  
ア 高度化研修会 (30か所)  
イ 「福祉家経営塾」の開催 (2シリーズ)  
ウ 専門アドバイザー講習支援事業 (就労継続支援B型 50か所)
4. 新体系移行緊急基盤整備事業 (250,000千円) 【継続】
5. 障害者就労訓練設備等整備事業 (70,000千円) 【継続】
6. 就労継続支援事業 (A型) 施設等整備事業 (100,000千円) 【新規】  
補助対象：A型へ移行するために必要な増改築、備品整備  
補助額：1か所あたり10,000千円を限度
7. 生産活動機能強化機器導入事業 (150,000千円) 【新規】  
補助対象：就労継続 (B型) 事業所 30か所  
補助額：1か所あたり5,000千円を限度
8. 地域活動支援センター設備整備事業 (30,000千円) 【継続】  
補助対象：地域活動支援センターへ移行予定の小規模作業所 30か所  
補助額：1か所あたり1,000千円を限度
9. 小規模作業所等統合整備事業 (50,000千円) 【継続】  
補助対象：小規模作業所の統合に向けた積極的な指導を行う市町 10か所  
補助額：増改築又は建物の改造を伴う備品整備 1か所5,000千円限度

(3頁へ続く)

## 10. 小規模作業所等法人格取得推進事業（3,500千円）【新規】

(2頁の続き)

補助対象：法人格取得関係事務経費（申請代行経費等）

補助額：1か所あたり50千円限度

## 11. 団体を通じた小規模作業所への緊急支援（122,100千円）【継続】

## 12. 障害者雇用・就業支援ネットワーク等の構築（394千円）【継続】

## 13. 障害者小規模作業所等援護事業（401,600千円）【継続】

## 「家族教室」を各地区で開催



兵家連は兵庫県の精神障害者退院促進強化事業の一環事業として、新たに発症し入院した家族や精神障害に関する知識・情報が不足している家族に家族としての接し方等について普及啓発を行う「家族教室」の委託を受けました。

- へ ◎精神疾患への理解を深めましょう（理解は家族・当事者に安心をもたらします）
- 内 ◎早期発見、早期治療をするためにも学習しましょう
- 容 ◎長期入院させないためにも、再発防止のためにも学習しましょう
- 容 ◎精神科医から、当事者から、同じ立場の家族からお話を聞きましょう
- ▽ ◎地域の家族会に入会し、同じ仲間のお話を聞きましょう

## 県委託事業「家族教室」を振り返って

家族教室グループリーダー 酒井文子

兵家連は兵庫県より委託を受け精神障害者退院促進事業に伴う「新規発症者向け家族教室」（平成19・20年度）を、19年度は県下8ブロック、18ヶ所で実施しました。

この「家族教室」は、新たに精神疾患を発症した家族を対象に、精神疾患の早期発見、早期治療、再発防止、また長期入院をさせないという目的で行なう事業です。

内容は ①精神科医による病気や薬に対する学習 ②同じ立場の当事者や家族の体験のお話を聞く ③同じ悩みを持つ家族会の紹介を受けるなどです。

開催後のアンケートの反応では、医師の講話、当事者、家族の体験談は好評でした。しかし、各会場とも新規発症者の家族の参加が少なく、反省点として、ポスターの貼り方や病院との打ち合わせ、地域広報の利用について、また医師決定をもう少し早く、等の課題が残りました。20年度は、上記を反省点とし、新規発症者の家族をいかに掘り起こすか検討しながら準備を進めています。

## 兵家連 平成20年度予算総会開催

3月28日(金)生田文化会館2階大ホールにおいて、平成20年度予算総会が開催されました。平成19年度収支補正予算及び平成20年度事業・活動計画、平成20年度収支予算理事の選任等について審議され原案通り承認されました。

事業・活動計画では、活動の基本方針として下記3項目が決まりました。

- (1) 家族会の活性化を図る
- (2) 市町間格差の是正を図る
- (3) 障害者自立支援法に基づく新事業移行を支援する

なお、NPO法人全国精神保健福祉会連合会に、平成20年4月1日に加入することも承認されました。

平成20年度総収入予算	32,120,000円
同 総支出予算	32,700,000円
役員変更	新任1名

## 兵家連 平成19年度決算総会開催

6月3日(火)生田文化会館2階大ホールにおいて、平成19年度事業・活動報告及び平成19年度収支決算報告・役員人事・会員の異動等が審議され原案通り承認されました。

平成19年度総収入実績	34,993,731円
同 総支出実績	33,367,367円
役員変更	退任1名

## NPO法人全国精神保健福祉会連合会総会開催

当会は、平成20年4月に全国精神保健福祉会連合会に加入しました。5月22日には東京都内で同会の総会が開催され、兵家連からは会長が代表として出席いたしました。

会の主な議題は、平成19年度事業報告及び収支決算報告・監査報告、平成20年度事業計画及び収支予算案、役員選出で、全て満場一致で承認されました。

なお、当日第1回全国大会の開催要領(案)が以下の内容で発表されました。

- 【テーマ】 「元気な家族・活力ある家族会をめざして」
- 【主 催】 特定非営利活動法人全国精神保健福祉会連合会  
東京都精神障害者家族会連合会
- 【開催日程】 平成20年10月29日(水)～30日(木)
- 【定 員】 2000人
- 【会 場】 東京厚生年金会館

# TOPICS

兵庫県下各地・各家族会から

## 三木市に「NPO法人そよかぜねっと」発足！

「そよかぜねっと」副理事長 伊東久雄

三木市の家族会「ほのぼの会」設立から10年、家族会が運営する精神しうがい者のための小規模作業所「やすらぎ工房」開設から8年たち、その運営はNPO法人「そよかぜねっと」に移行しました。

当初、地元高校の小さな同窓記念館（釜城館）を借りて、職員2人、通所者6人から出発、現在は三木市より元水道局管理事務所を無料貸与され、2階建ての施設を使って職員7人、登録者45人以上に増え、家族会役員以外に地域のボランティア、その方面的学識者も含めてようやく去年末に法人登記しました。

いま、主として請負軽作業などで当事者の社会復帰を目指す作業所運営のほかに定款で示した事業のひとつ、地域との交流として2月に餅つき行事を中心に行なった「心のバリアフリー教室」を開催、約150人が参加、雪の中市民と和やかなひとときがもてました。地域への啓発事業は当事者の声を中心に編集した「そよかぜねっと通信」を発行し関係施設に配布、近く地元住民に配る予定です。

平成20年4月、その設立披露式を地元の篠笛サークルの余興を含めて晴れがましく催しました。

## 豊岡市で1法人に2事業所！

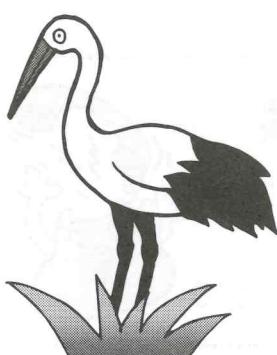
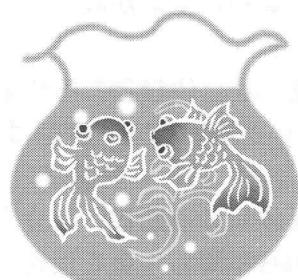
てっせんの会家族会 会長 西川欽吾

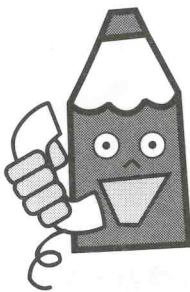
豊岡市出石町のてっせんの会家族会は、平成元年3月発足し、平成7年9月に民家を借り念願の作業所を開設し、平成10年7月に、出石町の支援を受けて、小人町に移転しました。その後、第2作業室、調理実習室、売店を増改築し、自主製品のクッキーの製造販売をしています。

さて、新規事業移行について、平成18年6月頃から豊岡健康福祉事務所より指導を受け、ざくろ家族会が立ち上げられたNPO法人夢のつばさのもとで地域活動支援センターを行うことにしました。

ざくろ家族会は、平成3年6月設立、同年10月作業所を開設され、てっせんの会家族会も発足当時から色々とご指導を受けてきました。法人化も早くから計画、平成19年4月に地域活動支援センターをスタートされています。

提携については、平成19年5月より、延べ7回協議を行い1法人（NPO夢のつばさ）2事業所体制が決まり、本年3月27日豊岡市地域支援センター事業指定を受けました。





## 電話相談



PSW

佐川芳朗

### 「自立支援法とはどんな制度ですか？」

#### 質問

相談者：30代男性

最近は通院しながら、主治医のすすめで病院のデイケアに通っています。この度病院の事務員さんから「そろそろ手帳と自立支援医療の更新時期ですので、診断書を役所を持って行って手続きしておいて下さい。受給者証が届いたら、また病院に見せて下さい」と言われました。今日は、「自立支援医療」や、「自立支援法」とはどんなものなのか教えてもらえないですか？

#### 回答

この場合の「自立支援医療」とは、精神科の病院に通院する時に、公費で医療費の負担が軽減される制度です。健康保険では、医療費の3割が自己負担ですが、手続をすることで自己負担が原則1割に軽減されます。世帯の所得によって、1ヶ月の自己負担に上限が設けられていますし、自治体によっては、さらに軽減措置がとられているところもあります。

そもそも、「自立支援法」を理解する為には、通院で使える「自立支援医療」と、住むところや家事援助（ヘルパー）等の「福祉サービス」の大きく2つに分けると分かりやすいと思います。今回は、「自立支援医療」の手続きを簡単にご説明します。

ご質問の、自立支援医療と精神障害者手帳の更新の際に用意するものは、手帳用の診断書、自立支援医療受給者証、手帳、手帳用の写真、健康保険証、印鑑等です。ただ、これらは障害年金を受給中かどうかや、各自治体によっても、必要な診断書（医師の証明書含）が違ってくる場合もありますので、各自治体の窓口や通院している病院で事前に確認することをお勧めします。気をつけておいて頂きたいことは、「自立支援医療」は有効期限が1年間となっていることです。デイケアを利用されている方は特に注意が必要です。「更新しないといけないと知らずに、デイケアに毎日通っていたので、病院から自己負担3割での請求が来た…」という話を時々聞きます。

「障害者自立支援法」は3障害共通の制度であること等、評価できる部分はあります。ただ、急な移行であったため混乱が生じたことや、サービスを利用するには原則1割負担が生じること等の課題があります。特にこの応益負担への反対は大きく、議論を巻き起こしています。また、「障害者自立支援法」はたしかにややこしい部分もありますが、より使いやすい制度にしていくためには、まず「知ること」が大切だと思います。まず知って、問題点があれば、改善を求めていくことも必要です。ご自分で上手に制度を利用できれば、自信もつくと思います。



### 精神保健福祉に関する電話相談

兵家連では、精神障害者に関する相談ごとについての  
電話相談を受付けています。

毎週、月～金曜日、10時より15時

078-360-3610



## «平成19年度»

## 電話相談状況

兵家連 電話相談事業報告  
H19年度 相談業務報告(障害者110番)



H19年度担当者 14名

単位：件

## 1. 相談件数内容

## (1) 延件数

4月	77
5月	80
6月	128
7月	55
8月	72
9月	108
10月	118
11月	95
12月	116
1月	52
2月	113
3月	89
合計	1103

## (2) 当事者割合

当事者	家族等
688	415

## (3) 年齢別件数

20歳未満	18
20歳代	119
30歳代	317
40歳代	519
50歳代	97
60歳代	25
70歳以上	8

## (4) 男女比

男	女
826	277

## (5) 地区別件数

神戸市	728
阪神南	98
阪神北	36
東播磨	83
北播磨	28
中播磨	26
西播磨	38
但馬	7
丹波	9
淡路	20
県外	30

合計 1,103

## 2. 相談内容別件数

家族・家庭	297
人生・家族	196
家庭生活	96
その他の	5

法 律	7
家族問題	2
財産・金銭	0
事故・賠償	0
人 権	2
その他の	3

経済・生活	139
生 計	22
所得保障	21
年金・手当・恩給	44
税 金	0
住 宅・設 備	1
仕 事	46
その他の	5

福祉サービス	252
在宅福祉サービス	168
施設・機関・窓口	69
福 祉 機 器	0
介護・介助	7
その他の	8

生きがいづくり	23
趣味・余暇活動	14
社会参加	4
行事情報	1
その他の	4

保 健・医 療	385
保健・衛生	46
医 療 相 談	295
医 療 費	14
医療関係機関	22
その他の	8



K  
S  
K  
P

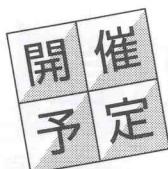
一九八四年八月二〇日第三種郵便物

毎日発行

定価||五十円

発行人||関西障害者定期刊行物協会/大阪市城東区東中浜二丁目一〇一十三  
アド企画気付

各地区の当事者とその家族(会)、そして精神保健福祉関係者の方が一堂に会して、精神保健福祉の研修会が開催されます。皆さんお揃いでご参加下さい。



## 平成20年度 精神保健福祉研修会

### 東播磨・淡路地区

とき／平成20年 11月開催予定  
問合せ先／高砂家族会 会長 菅村 TEL 079-432-1487

### 阪神地区

とき／平成21年 2月開催予定  
問合せ先／西宮家族会 会長 大倉 TEL 0798-52-1646

### 但馬地区

とき／平成20年 秋頃開催予定  
問合せ先／なんたんひまわり家族会 TEL 079-672-6870

### 西・中播磨地区

とき／平成20年 秋頃開催予定  
問合せ先／N P O 法人あさぎり TEL 0790-82-2551

### 丹波・北播磨地区

とき／平成20年 秋頃開催予定  
問合せ先／つづじ会家族会 TEL 0795-42-4966

## 精神科救急相談窓口の電話番号案内

**精神科救急情報センター 電話番号 078-586-0600**

◆利用される場合は、氏名・住所・連絡先を対応職員に告げて下さい◆



前回同様、本條、涌波、米、久下、山本で編集いたしました。暗いニュースが多い昨今ですが、元気の「兵家連」誌にするためアイデアを出し合っています。ぜひ皆様の積極的なご意見・ご投稿をお待ちしています。(涌波)

## 〈兵家連賛助会員募集〉

あなたの支援で、兵家連は運営されています!!

年会費 団体の場合 1口 (10,000円) 以上

個人の場合 1口 (3,000円) 以上

振込先 郵便振替 01110-4-83568

